

## 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

はじめに

(本ガイドラインの目的と策定の背景)

本ガイドラインは、研究活動の不正行為に対する基本的考え方を明らかにした上で、研究活動における不正行為を抑止する秀明大学における研究者の取組を促しつつ、不正行為に適切に対応するため、整備するものである。

科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇するものであって、許すことのできないものである。このような科学に対する背信行為は、研究者の存在意義を自ら否定することを意味し、科学コミュニティとしての信頼を失わせるものである。

科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っており、もし、こうした信頼や負託が薄れたり失われたりすれば、科学研究そのものがよって立つ基盤が崩れることになることを研究に携わる者は皆自覚しなければならない。厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国民の信頼と負託を受けて国費による研究開発を進めていることから、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められる。

また、今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、研究者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、研究者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきている。

このため、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて ―研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書―」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会。以下「特別委員会報告書」という。）が策定され、文部科学省では、研究活動における不正行為への対応は、研究者自らの規律や研究機関、科学コミュニティの自律に基づく自浄作用によるべきものである、との特別委員会報告書の基本認識を踏襲した上で、これまで個々の研究者の自己責任のみに委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図ることを基本的な方針として、平成 26 年 8 月 26 日に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定している。

(適用)

本ガイドラインは平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

## 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

### 1 研究活動

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。その際、科学研究とは、そもそも仮説と検証の循環により発展していくものであり、仮説が後に否定されるものであったとしても、当該仮説そのものが科学的価値を持ち得るものであるということをおぼえてはならない。

### 2 研究成果の発表

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。科学研究による人類共通の知的資産の構築が健全に行われるには、研究活動に対する研究者の誠実さを前提とした、研究者間相互の吟味・批判によって成り立つチェックシステムが不可欠である。研究成果の発表は、このチェックシステムへの参入の意味を持つものであり、多くが論文発表という形で行われ、また、論文の書き方（データ・資料の開示、論理の展開、結論の提示等の仕方）に一定の作法が要求されるのはその表れである。

### 3 研究活動における不正行為

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、上記1及び2において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめの各過程においてなされる可能性がある。

このうち、例えば「二重投稿」については、科学への信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究者倫理に反する行為として、多くの学協会や学術誌の投稿規程等において禁止されている。このような状況を踏まえ、具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。

なお、新たな研究成果により従来の仮説や研究成果が否定されることは、研究活動の本質でもあって、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしても、それは不正行為には当たらない。

#### 4 不正行為に対する基本姿勢

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。

なお、不正行為への対応の取組が厳正なものでなければならないことは当然であるが、学問の自由を侵すものとなってはならないことはもとより、大胆な仮説の発表が抑制されるなど、研究を萎縮させるものとなってはならず、むしろ不正への対応が研究を活性化させるものであるという本来の趣旨を忘れてはならない。

#### 5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律と研究機関の管理責任

不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

自律・自浄作用の強化は、秀明大学で言えば学部・学科・専攻などあらゆるレベルにおいて重要な課題として認識されなければならない。

このような研究者の自己規律を前提としつつ、科学コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価することを通じて、人類共通の知的資産の蓄積過程に対して、品質管理を徹底していくという、極めて重い責務を遂行しなければならない。

その際、若手研究者を育てる指導者自身が、この自律・自己規律ということを理解し、若手研究者や学生にきちんと教育していくことが重要であり、このこと自体が指導者自身の自己規律でもある。このように指導者、若手研究者及び学生が自律・自己規律を理解することは、研究活動を通じた人材育成・教育を行う上での大前提になることを全ての研究者は心に銘記すべきである。また、複数の研究者等による共同研究の実施や論文作成の際、個々の研究者間の役割分担・責任を互いに明確化すべきことは、研究活動を行う大前提の問題、かつ研究者の自己規律の問題として全ての研究者に認識される必要がある。

加えて、秀明大学においては次代のリーダーシップを担い、教育に携わる若者を育てる面において、特に重要となっている。

### 第2節 不正行為の事前防止のための取組

#### 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要である。研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動

規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を研究者等に修得・習熟させることが必要である。

さらに、近年、産学官連携の深化に伴い、学生等が共同研究や技術移転活動に参画する機会も増えてきていることから、大学の教職員や研究者のみならず、研究活動に関わる学生等が、実際に起こり得る課題に対応できるような判断力を養うために、利益相反の考え方や守秘義務についても知識として修得することが重要である。

このため、秀明大学においては、「FD委員会」「研究倫理委員会」を設置し、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させるよう努めることとする。

また、秀明大学においては、研究者のみならず、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進していくことが求められる。学部段階から、専攻分野の特性に応じて、学生が研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、研究倫理教育を受けることができるように配慮する。

## 2 研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。したがって、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とは言えず、決して許されない。研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益である。

このことから、秀明大学では、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設けることとし、その適切かつ実効的な運用を行う。

なお、保存又は開示すべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切であるため、実際のデータ保存規程は、各専攻に応じて必要な限度で定めるものとする。

### 第3節 研究活動における特定不正行為への対応

#### 1 対象とする研究活動及び不正行為等

本節で対象とする研究活動、研究者及び不正行為は、以下のとおりとする。

##### (1) 対象とする研究活動

本節で対象とする研究活動は、競争的資金、私学助成等の基盤的経費により行われる全ての研究活動である（ただし、非常勤講師の外部での活動等を除く。）。

##### (2) 対象とする研究者

本節で対象とする研究者は、上記(1)の研究活動を行っている秀明大学の研究者である。

##### (3) 対象とする不正行為（特定不正行為）

本節で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である（以下「特定不正行為」という。）。

##### ① 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

##### ② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

##### ③ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

#### 2 研究・配分機関における規程・体制の整備及び公表

秀明大学においては、本節を踏まえて、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程、体制等を以下のとおり整備する。この規程や体制の整備の状況については、ホームページ等において内外に公表するものとする。

秀明大学においては、不正行為に対応するための体制整備の一環として、一定の権限を有する「FD委員会」「研究倫理委員会」を設置し、組織を挙げて、広く研究活動に関わる者を対象として研究倫理教育を定期的に行う。

#### 3 特定不正行為の告発の受付等

##### 3-1 告発の受付体制

① 秀明大学は、特定不正行為に関する告発（外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を「FD委員会」「研究倫理委員会」として設置する。

② 受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、当該研究・配分機関内外に周知する。

- ③告発者は、告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できる。
- ④「FD委員会」「研究倫理委員会」は、告発の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らう。
- ⑤ 告発の受付から調査に至るまでの体制について、「FD委員会」「研究倫理委員会」はその責任者として例えば学部長等適切な地位にある者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営する。

### 3-2 告発の取扱い

- ① 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、「FD委員会」「研究倫理委員会」に直接行われるべきものとする。
- ② 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。
- ③ ②にかかわらず、匿名による告発があった場合、「FD委員会」「研究倫理委員会」は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ④ 告発があった内容が秀明大学に該当しないときは、関係する研究・配分機関に当該告発を回付する。
- ⑤ 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、「FD委員会」「研究倫理委員会」は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。
- ⑥ 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた「FD委員会」「研究倫理委員会」はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- ⑦ 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、告発・相談を受けた「FD委員会」「研究倫理委員会」はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。

### 3-3 告発者・被告発者の取扱い

- ① 告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者（「3-2 告発の取扱い」⑥及び⑦における相談者を含む。以下「3-3 告発者・被告発者の取扱い」において同じ。）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- ②「FD委員会」「研究倫理委員会」は、受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

③ 調査事案が漏えいした場合、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

④ 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどをホームページでの規程の公表をもって内外にあらかじめ周知しておくものとする。

⑤ 研究・配分機関は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

⑥ 秀明大学は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりすることはない。

#### 3-4 告発の受付によらないものの取扱い

① 「3-2 告発の取扱い」⑥による告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、「FD 委員会」「研究倫理委員会」の判断でその事案の調査を開始することができる。

② 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

③ 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、「FD 委員会」「研究倫理委員会」が確認した場合、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

### 4 特定不正行為の告発に係る事案の調査

#### 4-1 調査を行う機関

① 秀明大学に所属する研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、「FD 委員会」「研究倫理委員会」が告発された事案の調査を行う。

② 被告発者が秀明大学以外にも複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関と合同で調査を行うことができるものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをす

ることができる。

③ 被告発者が秀明大学ではない研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関との合同で、告発された事案の調査を行うことができるものとする。

④ 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた秀明大学を既に離職している場合、現に所属する研究機関と秀明大学と合同で、告発された事案の調査を行うことができるものとする。被告発者が秀明大学を離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に秀明大学「FD 委員会」「研究倫理委員会」が、告発された事案の調査を行う。

⑤ 上記①から④までによって、告発された事案の調査を行うこととなった「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査をするものとする。

⑦ 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は他の機関や学協会等の科学コミュニティに、また、配分機関は告発された事案に係る研究活動の分野に関連がある機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。

#### 4-2 告発に対する調査体制・方法

##### (1) 予備調査

① 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、告発を受け付けた後速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、下記(2)②の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

② 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

③ 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間は30日以内を目安とする。

④ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

##### (2) 本調査

##### ① 通知・報告

(ア) 本調査を行うことを決定した場合、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が秀明大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

(イ) 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、必要に応じ、関係機関に報告する。

(ウ) 「FD 委員会」「研究倫理委員会」では、本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間は30日を目安とする。

## ② 調査体制

(ア) 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、本調査に当たっては、外部有識者を含む調査委員会を設置することができる。全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。

(イ) 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(ウ) 調査委員会の位置付けについては、「FD 委員会」「研究倫理委員会」において定める。

## ③ 調査方法・権限

(ア) 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

(イ) 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

(ウ) 上記（ア）、（イ）に関して、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、「FD 委員会」「研究倫理委員会」以外の機関において調査がなされる場合、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は当該機関に協力を要請する。協力を要請された当該機関は誠実に協力しなければならない。

## ④ 調査の対象となる研究活動

調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関

連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

#### ⑤ 証拠の保全措置

「FD 委員会」「研究倫理委員会」は本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

#### ⑥ 調査の中間報告

告発された事案に係る調査の中間報告を行うことができる。

#### ⑦ 調査における研究又は技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

### 4-3 認定

#### (1) 認定

① 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間として150日以内を目安とする。

② 調査委員会は、上記①の期間を目安として調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

③ 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

④ 上記②又は③について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる「FD 委員会」「研究倫理委員会」に報告する。

#### (2) 特定不正行為の疑惑への説明責任

調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

#### (3) 特定不正行為か否かの認定

① 調査委員会は、上記(2)により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

② 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠に

よって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

③ 上記（２）の説明責任の程度及び上記②の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

#### （４）調査結果の通知及び報告

① 「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が秀明大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

② 上記①に加えて、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、その事案に係る発表をすることを含め関係機関に当該調査結果を報告することができる。

③ 悪意に基づく告発との認定があった場合、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は告発者の所属機関にも通知する。

#### （５）不服申立て

① 特定不正行為と認定された被告発者は、「FD 委員会」「研究倫理委員会」が定めた期間内に、「FD 委員会」「研究倫理委員会」に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

② 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記（１）③を準用する。）は、その認定について、上記①の例により不服申立てをすることができる。

③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、「FD 委員会」「研究倫理委員会」は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、「FD 委員会」「研究倫理委員会」が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

④ 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（上記③の調査委員会に代わる者を含む。以下「（５）不服申立て」において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定す

る。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに「FD委員会」「研究倫理委員会」に報告し、「FD委員会」「研究倫理委員会」は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、「FD委員会」「研究倫理委員会」は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

上記①の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに「FD委員会」「研究倫理委員会」に報告し、「FD委員会」「研究倫理委員会」は被告発者に当該決定を通知する。

⑤ 「FD委員会」「研究倫理委員会」は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、「FD委員会」「研究倫理委員会」は、その事案に係る関係機関に報告することができる。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該調査委員会を置く「FD委員会」「研究倫理委員会」の決定に50日を目安とする期間内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに「FD委員会」「研究倫理委員会」に報告し、「FD委員会」「研究倫理委員会」は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、「FD委員会」「研究倫理委員会」は、その事案に係る関係機関に報告することができる。

⑦ 上記②の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、「FD委員会」「研究倫理委員会」は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、「FD委員会」「研究倫理委員会」は、その事案に係る関係機関に報告することができる。

⑧ 上記②の不服申立てについては、調査委員会は当該調査委員会を置く「FD委員会」「研究倫理委員会」の決定にあらかじめ30日を目安とする期間内に再調査を行い、その結果を直ちに「FD委員会」「研究倫理委員会」に報告するものとする。「FD委員会」「研究倫理委員会」は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、「FD委員会」「研究倫理委員会」は、その事案に係る関係機関に報告することができる。

#### (6) 調査結果の公表

① 「FD委員会」「研究倫理委員会」は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

② 「FD委員会」「研究倫理委員会」は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

③ 上記①、②の公表する調査結果の内容(項目等)は、「FD委員会」「研究倫理委員会」の定めるところによる。

(7) 被告発者及び告発者に対する措置

- ① 特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）の所属する機関は、被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者の所属する機関は、当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

(参考資料)

1. 調査委員会の構成

4-2 (2) に定める調査委員会は、次の者を持って構成する。

学長補佐	1名
被告発者が所属する学部の学部長	1名
被告発者の専門知識を有する学内研究者	1名
外部有識者	2名

2. 調査結果の報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
- 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等
- 調査
- 調査体制（※外部有識者を含む調査委員会の設置）
- 調査内容
- ・調査期間
  - ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
  - ・調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
  - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等
- 調査の結果（特定不正行為の内容）
- 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
- 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
- ① 特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- ② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）

- 特定不正行為が行われた経費・研究課題  
〈競争的資金等〉
  - ・ 制度名
  - ・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
  - ・ 交付決定額又は委託契約額
  - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職）、研究者番号
  - ・ 研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職）、研究者番号
- 〈基盤的経費〉
  - ・ 運営費交付金
  - ・ 私学助成金
- 特定不正行為の具体的な内容
  - ・ 手法
  - ・ 内容
  - ・ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- これまで行った措置の内容  
（例）競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
- 特定不正行為の発生要因と再発防止策
- 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）
- 再発防止策

（以上）